

専門家派遣(コンサル出前一丁)利用規約

ご利用範囲

大阪市内に事業所を構える事業者が対象です（創業予定の方は対象外となります）。

派遣先は大阪市内の事業所となります。

また、中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者、同法第3条に掲げる創業者以外の個人、並びに創業者や中小企業を支援する立場にある士業・コンサルタントの方からの面談の申し込みはお断りする場合があります。

三者面談の実施

専門家派遣の実施にあたり、まずは、申し込み者・専門家・事務局の三者にて面談を行い、派遣の可否について検討します。三者面談の結果によっては、派遣が実施されない場合もございますので予めご了承ください。

三者面談の申し込み

三者面談の日時指定は申し込み日より3営業日以降からになります。（休暇マークの入っております専門家は申し訳ありませんが、休暇明けにお申し込みください）。

事務局のモニタリング

申し込みにあたっては専門家を指名できるシステムとなっておりますが、相談内容等は事務局がモニタリングしておりますので、予めご了承ください。

相談履歴の取り扱い

相談履歴（メール相談、面談、専門家派遣）は事務局で管理しており、より適切な支援を行うために指名を受けた専門家が相談履歴を参照する場合があります。なお、事務局と回答者である専門家は皆様の過去履歴等の個人情報情報を厳重に保管しており、守秘義務を負っておりますのでご安心ください。

申し込み内容の確認

申し込み内容が分かりづらい内容であると事務局が判断した場合、内容の確認をすることがあります。

また、指名されている専門家の専門外の分野であると事務局が判断した場合、指名する専門家の変更をお願いすることがあります。

派遣内容の決定

三者面談にて派遣決定した場合は、その場で回数と実施日時の決定を行います。尚、実施中の派遣日時調整については、貴社ご担当者とは派遣専門家間でご調整ください。

派遣料金の支払い

派遣料は決定した予定回数の全額を初回派遣日の前々営業日までにお支払いいただきます。期日までにお支払いが確認できない場合には、派遣を中止いたします。

派遣時間

1回あたり約3時間となっております。

派遣実施日のキャンセル

やむを得ない理由で予定日時の派遣をキャンセルされる場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。なお、これをお守りいただけない場合は、当サービスのご利用を停止させていただきます場合がございます。

申し込み者側の都合で派遣が実施されなかった場合の対応について

派遣予定日当日に貴社の都合で派遣が実施されなかった場合は、1回分支援を実施したものとみなしますのでご注意ください。

派遣日数の変更

<追加を希望する場合>

再度、専門家派遣のお申し込みが必要となりますが、派遣日数が残っている場合、派遣期間中であれば通常当館内で実施する三者面談を貴社にて実施することができます。追加を希望する場合は、事務局担当者まで最終派遣日時をご連絡下さい。尚、事務局への連絡がない場合は、別途日程調整の上、当館で三者面談を実施します。

<早期終了を希望する場合>

派遣の進行状況により、設定派遣日数よりも少ない日数で課題解決がなされた場合、派遣料をご返金できる場合がございます。所定のお手続きが必要となるため、事務局担当者までお申し出下さい。

派遣の有効期限

1回あたりの派遣有効期限は、専門家派遣の初回派遣日から予定派遣回数の1回を1か月間とみなし、さらに2か月分を加えた期間となります。

例) 派遣予定回数4回を4月15日から実施する場合

→4回に2回を加えた6回分を6か月間の派遣とみなし10月14日までが有効期限

派遣料の返金について

何らかの事情により設定派遣日数を残して本派遣を終了する場合、派遣料をご返金できる場合がございます。派遣料の返金を実施するためには、本派遣有効期限内に「コンサル出前一丁（専門家派遣）の派遣計画変更承認申請書」の提出が必要となるため、事務局担当者ま

でお申し出ください。

※ご連絡なく本派遣有効期限を経過した場合や本派遣有効期限内に「コンサル出前一丁（専門家派遣）の派遣計画変更承認申請書」の提出がない場合は、いかなる事情であっても返金いたしかねますのでご注意ください。

派遣の中止について

専門家派遣の実施において、派遣計画の遂行が困難とみなした場合は、事務局の判断で派遣を中止することがありますので予めご了承ください。

スタッフコンサルタントの同行

ご利用者に対するサービス向上のため、派遣にはスタッフコンサルタントが同行する場合がございます。

その他

その他、事務局や専門家の判断により、派遣申し込みを受付できない場合もありますので、予めご了承ください。

以上